

# 愛媛県報

平成15年7月28日月曜日 第1477号外1

# 発行 愛媛 媛県

印 刷 岡田印刷株式会社

# ◇ 目 次 ◇ 監査公表

# 監査公表

## ○公表第18号

 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199 条第 9 項の規定 により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成15年7月28日

監	查文	付 象	機関		監査年月日		
肱	Ш	発	電	所	平成15年 5 月27日		
北	宇	和	病	院	"		
南	宇	和	病	院	平成15年 5 月28日		
松山系	後電 工	水管	理 事 務	所	平成15年6月6日		
中	央	打	苪	院	"		
銅 山	וו ר	発	電	所	平成15年6月9日		
伊马	<b>秀</b> 三	島	病	院	ıı .		
新	居	浜	病	院	ıı .		
西条地	条地区工業用水道管		管理事務	务所	平成15年 6 月10日		
今治地	区工業	用水道	ıı .				
今	治		病		ıı .		
公 営	企	業	章 理	局			
	総	務	i	課	平成15年 6 月12日		
	発	電工	水	課	ıı .		
	県 :	立 病	院	課	"		

## (監査の結果)

平成14年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を 実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた

## 1 工業用水道事業

おおむね安定した経営がなされているが、今治地区工業用水道 事業については、タオル業界の不振により給水率が48 8パーセントにとどまっている。このような厳しい状況を踏まえ、工業用水の上水への転用等について関係機関・団体と協議がなされている が、今後、未利用水の有効活用の観点からその実現を期待したい

また、一部給水を行っている西条地区工業用水道事業については、平成14年度末の契約給水量が計画給水量の20 2パーセントにとどまっており、さらに、将来建設が完了した時点において、建設仮勘定に整理されている未稼動資産を本勘定に振り替えることにより、費用が大幅に増加し、収支のバランスに不均衡が生じ、厳しい経営状況となることは必至である。今後においては、市町村合併が進展する中、広域的、総合的な水資源の活用などの展望を現実的な課題として模索しつつ、工業用水の需要の拡大にも一層の努力が望まれる。

#### 2 土地造成事業

残地については今後も適切な措置が望まれる。

#### 3 病院事業

- (1) 個人医業未収金(納期到来分)については、早期回収になお 一層の努力が望まれる。
- (2) 経営成績については、前年度に比べて、外来収益は減少しているが、在院日数の短縮、手術件数や入院患者数の増加等に伴い収益は増加している。一方、看護師等の増員に伴う給与費の増加や手術件数の増加に伴う材料費の増加により費用も増加しており、単年度収支では、前年度を2億2,000万円下回る2,800万円の純利益となり、累積欠損金は未だ218億円となっている。

経営の改善については、前年度に引き続き、「愛媛県立病院財政健全化計画」に基づき、財政健全化に向けた努力がなされているところであるが、依然として多額の累積欠損金を抱えており、また、平成15年度においては、サラリーマンの自己負担割合の引上げに伴う受診手控えや未収金の増加が懸念されるなど、病院経営にとっては更に厳しい環境となることが予想される

今後、公営企業管理局本局及び各病院の職員は、病院事業の置かれている経営の実態及び財務の状況についてより認識を深め、財政の健全化に向けた各部門の様々な取組課題と進捗状況の徹底した検証を主体的、継続的に行うとともに、そのための実効性のある管理体制を整備強化しつつ、経営に関する情報を個々の職員が共有するシステムを構築できるよう強く期待するものである。

なお、平成14年度に実施された病院事業会計に対する包括外部監査において、病院事業の課題や経営管理上の問題点等について報告されているが、効果的に経営改善を図るためにも、同報告には十分留意されたい。

### ○公表第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199 条第 9 項の規定 により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成15年7月28日

 愛媛県監査委員
 小 川 一 雄

 同 吉 久 宏

 同 柳 澤 正 三

西原進平

1

	監	查	対	象	機	関		監 査 年 月 日
窯	業		試		験		場	平成15年 5 月26日
林	業	技	術	セ	ン	タ	-	"

# (監査の結果)

平成14年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を 実施したところ、おおむね良好と認められた。

# ○公表第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199 条第 9 項の規定 により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成15年7月28日

愛媛県監査委員 小 川 一 雄 同 吉 久 宏 同 柳 澤 正 三 同 西 原 進 平

	監道	査 対 ៛	象 機	関		監 査 年 月 日
上	浮	穴 高	等	学	校	平成15年 5 月26日
小	田	高	等	学	校	ıı .
北	宇	和 高	等	学	校	平成15年 5 月27日
南	宇	和 高	等	学	校	平成15年 5 月28日
津	島	高	等	学	校	ıı .

# (監査の結果)

平成14年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を 実施したところ、おおむね良好と認められた。